

## 浴室の障がい者（又は入浴介助を必要とする人）専用時間帯について

平成 28 年 月 日改正 指定管理者

障がい者（又は入浴介助を必要とする人）専用の時間帯です。この時間帯は、一般の人の入浴はできません。

- 【対象者】 身体障がい者手帳所持者又は入浴介助を必要とする人※、及びその介助者  
 ※ご本人一人での入浴が困難な場合は、介助者も対象となります。  
 ※入浴介助を必要とする人で、障がい者手帳をお持ちでない場合は、介護保険法で規定する介護度が要介護1以上の人が対象です。
- 【期 日】 毎月第1火曜日
- 【時 間】 午前10時30分から午後1時まで
- 【使用料】
- |  |         |      |
|--|---------|------|
| ①市内及び広域内（川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・川島町）在住の人で |         |      |
|  | 65歳以上の人 | 100円 |
|  | 65歳未満の人 | 200円 |
| ②市内及び広域内在住で入浴介助が必要な場合の介助者                |         | 無料   |
| ③上記①②以外の人<br>（市外・広域外在中のご本人及び介助者の人）       |         | 600円 |

### 利用上の注意

- ・ 利用の際は、身体障がい者手帳（又は介護保険被保険者証）を提示してください。
- ・ 総合福祉センターでは、送迎及び入浴介助は行いません。送迎及び入浴介助は、介護者の責任において行ってください。
- ・ 施設の形態上、車いすのまま浴室をご利用いただくことができません。
- ・ 介助者が異性の方の予約がある場合の入浴時間
 

一人で入浴できる人	午前10時30分～正午
ご本人 + 介助者（同性の人）	//
ご本人 + 介助者（異性の人）※	正午～午後1時

 ※予約がなければ、午後1時まで入浴できます。

### 入浴介助が必要な場合

- ・ 入浴介護者は、原則同性とします。介助者が異性の場合は、事前に予約が必要です。（1日 先着2組まで）